

国際課税トピックス

1 ビット・タックスの沿革

ビット・タックス (bit tax: 以下「BT」という。) は、1994年11月30日から12月1日にかけてのローマクラブの年次総会における Arthur Cordell と Thomas Ide により提唱されたものであり、その後、オランダのマーストリヒト大学の Luc L. G. Soete 博士が、EU の専門家グループ (High Level Group Of Experts) の座長として、ヨーロッパにおける情報社会の建設に関する中間報告書を1996年1月に作成し (1997年春に提出された最終報告書においても BT の提案は取り下げられていない)、具体的な政策提言として、情報社会の恩恵の再配分のために BT 導入の検討を行うことを述べている。この中間報告書を契機として、その後、EU が BT を導入するという懸念がコンピュータ関連業界等に広まり、これに対する批判が続いた。現在のところ、BT については、1997年12月に、米国と EU のインターネット等を利用した電子商取引に関する合同会議が開催され、EU 側が、原則として、電子商取引に対して最小限の規制にとどめることに合意したことから、BT の導入を EU が放棄したとされている。なお、ビット (bit) という用語は、二進法を意味する “binary digit” の略語であり、秒当たりの情報量の測定単位である。BT は、このビットで表される情報量を課税標準とした税目である。

しかしながら、今後益々、社会の情報化は進展することは、明らかであり、現行の税制ではこのような事態に対応することが難しいことも明白である。このような情勢下において、近い

将来を見据えた税制のあり方、特にインターネットに係る税制について検討を行う場合、BT は検討に値する税であるように思われる。その理由は、コンピュータを利用した取引は、これまでとは異なる形態で行われることから、従来の租税の原則をこれに当てはめる方式も選択肢の一つではあるが、全く新しい発想の税目、課税原則等を検討することも必要であると考えからである。

2 コーデル (Arthur Cordell) による BT の特徴 1)

コーデルの主張は、情報化社会において情報、

インターネット課税

通信等により新しい生産性が向上し、労働が減少することに着目して、この新しい生産性により生み出される富を課税対象とする BT を提案し、この税を電子通信に課される新しい間接税とし、道路の通行料金と同様であるとも述べている。そして、BT は、相互に行われる電子通信を課税対象とすることから、一方通行となる放送等は免税とされている。また、BT は、コンピュータ等の利用者が支払うものではなく、遠距離通信業者、衛星、ネットワーク及び有線システムを運営する者が国庫に納付することになる。具体的には、国等の敷設した長距離線、私企業による借り上げた線、特定地域の線に分けて、長距離線は、中継点の情報量に課税され、借上げ線は、固定率により、特定地域は、その平均的な情報量により異なる率により課税とな

Topics of International Taxation

る。

さらに、コーデルは、インターネット等への課税が、その発展を阻害するという見解に対して、過去においてガソリンへの課税が自動車社会の発展を阻害したとは思われないという反論を述べている。

3 EUにおけるBTの特徴 2)

EUと米国における問題意識の相違は、EUの場合、電子商取引により、EUの付加価値税の課税が困難となっているという現実をベースにしていることである。特に、EUは、付加価値税の域内統一の問題とその歳入に占める比率

とビット・タックス

が高いことから、州税としてのみ売上税を有する米国政府とその点において関心の度合いが異なることになる。すなわち、有形資産の販売及びサービスの提供については、付加価値税等が課税されるが、国境を越えて自由に交換される無形で、かつ、追跡不可能な電子情報については、この種の間接税では課税が難しいこともある。その結果、付加価値税の課税は浸食される事態に至っているという認識がBT推進論者にある。

ビットの測定は、すべての通信機器にビットを測定する装置（電力量の測定機器と類似する装置）を設置することにより行われる。しかしながら、通信衛星を利用した場合、ビットの測定が難しいという技術的な問題があるが、その場合は、ビットに代わる情報通信量を測定する

尺度をもってこれに代えることは可能である、としている。また、教育、医療等の分野は、現行の付加価値税においても免税であるが、BTは、同様の内容となる。

このBTは、主として追跡可能な有形資産等を課税対象とする現行の付加価値税では、無形の情報が主となる情報化社会に適用せず、この付加価値税の欠陥を補正する税が必要であるという理由によるものである。

BTに対しては、すでに述べたように、現在のところ具体化する動きはないが、課税原則論である利益説の立場に立って、政府の敷設したケーブルを無料で使用しているインターネットの利用者は、その利用に対して使用料としての税を負担するべきであるという意見も将来は出るであろうし、さらに、現在のところ、電子商取引等への課税について、米国及びEUは新税及び関税の課税を行わないことで合意しているが、将来にわたりこの方針が堅持される保障はない。確かに、政策担当者としては、社会福祉等への目的税としての新税の課税は魅力のあるものであろう。

1) Arthur Cordell, "New Taxes for a New Economy", Government Information in Canada Vol. 2 No. 4 (spring. 1996), (<http://www.usask.ca/library/gic/v2n4/cordell.html>).

2) Luc Soete and Karin kamp, "The bit tax: taxing value in the emerging Information Society" (<http://merithbbs.unimaas.nl/cybertax.html>).

日本大学教授

矢内 一好